

# マイナンバーカードICチップの 「電子証明書」には有効期限がある ことをご存じですか?!

マイナ保険証をスムーズに利用し続けるために



## 「電子証明書」には有効期限があります!!

1

カードICチップに書き込まれた「電子証明書」の有効期限は5年です。  
有効期限が切れても、有効期限が属する月から3ヵ月後の月末までは、マイナ保険証として利用いただけます。  
ただし、その3ヵ月を過ぎると、利用できなくなります。

## 「電子証明書」の有効期限はいつ?

2

マイナンバーカードに印字されているのは、カードの有効期限です。  
「電子証明書」の有効期限は、印字されていません。

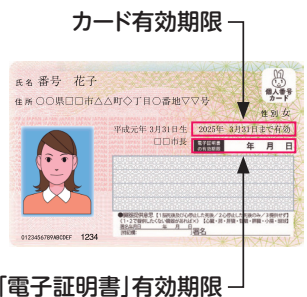
### 1) カード発行時点で18歳以上の場合

カードの有効期限は、カード発行から10回目の誕生日です。  
「電子証明書」の有効期限は、カード発行から5回目の誕生日です。

### 2) カード発行時点で18歳未満の場合

カードの有効期限は、カード発行から5回目の誕生日です。  
「電子証明書」の有効期限も、カード発行から5回目の誕生日です。

※詳しくは下記 6 「マイナンバーカード総合サイト」をご参照ください。  
総合サイト ⇒ よくある質問 ⇒ 質問をカテゴリで探す ⇒ 有効期限について



## 「有効期限通知書」が届きます。

3

「電子証明書」有効期限が近づくと、自治体から「有効期限通知書」が届きます。  
必ず更新手続きを行いましょう。(更新手数料は無料です。)  
更新手続きが可能となるのは、有効期限の3ヵ月前からです。  
手続きには事前予約を要する場合があります。詳しくは自治体にご確認ください。

## 転居時はマイナンバーカードを持って、速やかに手続きを!

4

転出入時には、自治体への届出と併せて、マイナンバーカードも窓口に出す必要があります。  
転出入時の手続きを怠ると、マイナンバーカード、マイナ保険証の利用ができなくなる場合があります。  
(後日、再利用のための手続きが必要です。)

※詳しくは下記 6 「マイナポータル」をご参照になるか、自治体にご確認ください。



## マイナンバーカードを紛失したら、自治体の再交付を!

5

マイナンバーカード紛失時、カード一時利用停止の依頼は、下記 6 「マイナンバー総合フリーダイヤル」で  
24時間365日受け付けています。

※詳しくは下記 6 「マイナンバーカード総合サイト」をご参照ください。  
総合サイト ⇒ 紛失・一時停止/セキュリティ

再交付の取扱いは、自治体にご確認ください。  
なお、すぐに医療機関・薬局を受診する予定がある場合、当健保組合にお問合せください。  
(近畿日本鉄道健康保険組合 06-6775-3455)

## 関係情報

6

「マイナンバーカード総合サイト」  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>



「マイナポータル・引越し手続き」  
[https://myna.go.jp/html/moving\\_oss.html](https://myna.go.jp/html/moving_oss.html)



マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178